

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎告示(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正 (漁業管理課)	1
○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (薬務衛生課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○種畜証明書の有効期間の延長の通報 (畜産振興課)	2
○種畜証明書の書換え交付の通報 (")	2
◎県営住宅の家賃等の収納事務の委託 (住 宅 課)	2
◎特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務の委託 (")	4
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	4
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施 (")	4
○土地改良区の役員の就退任(2件) (農業基盤課)	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (4・26揭示)	5

告 示

高知県告示第274号の2

令和2年12月高知県告示第932号(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。

令和5年5月2日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

1の(1)の表中

0

8

に改める。

3の(1)の表中

0	定めなし
---	------

を

10	定めなし
----	------

に改める。

高知県告示第275号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会(以下「講習会」と総称する。)の指定を令和5年5月9日付で次のとおり行った。

令和5年5月9日

高知県知事 濱田 省司

- 講習会の主催者
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習会の実施期間及び実施場所
令和5年11月27日(月)から同年12月11日(月)まで
高知市中万々85-3 高知理容美容専門学校
- 講習会の講習科目及び講習時間数
(1) 公衆衛生 4時間
(2) 理容所の衛生管理又は美容所の衛生管理 14時間

- 講習会の受講料
2万円
- 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先
愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

高知県告示第276号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和5年5月9日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社西南企画 代表取締役 豊田 洋介
- 届出者の住所
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西南ショッピングセンター
宿毛市宿毛5380番地1
- 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社西南企画	代表取締役 辻 正道	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社西南企画	代表取締役 豊田 洋	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社メディコ・二十一	代表取締役 土居 浩治	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 学	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	広島県広島市東区東蟹屋町5-6白善ビル2F
合同会社兵頭酒店	兵頭 信次郎	中村市右山399
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条町吉行加茂工業団地
株式会社フジ	代表取締役 時任 紀邦	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社レデイ薬局	代表取締役 白石 明生	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号
株式会社四万十通信サービス	代表取締役 山本 学	四万十市駅前町4番17号
株式会社A i	代表取締役 渡辺 伸治	愛媛県宇和島市天神町9番22号

株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社明屋書店	代表取締役 紺野 彰	愛媛県松山市中央二丁目69番地1

(5) 変更年月日

令和5年3月1日

(6) 変更理由

設置者の代表者の変更並びに小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店のため

2 届出年月日

令和5年3月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

宿毛市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第277号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第6条第2項の規定に基づく種畜証明書の有効期間の延長について、同法第8条第1項の規定により農林水産大臣から有効期間内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については有効期間を当該有効期間の末日から起算して6月を経過した日又は独立行政法人家畜改良センターが次の定期的検査の結果を確定する日のいずれか早い日までに限り延長した旨の通報があつたので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月9日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第278号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第10条並びに家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条及び家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第9条第2号の規定に基づく種畜証明書の書換え交付について、同法第8条第1項及び同令第12条第1号の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があつたので、同法第8条第2項及び同号の規定により告示する。

令和5年5月9日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11380514309 百合土佐(全和 褐254) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場	南国市物部乙200 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
11423824334 第2南龍春(全 和褐256) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	南国市物部乙200 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター	高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場

高知県告示第279号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき県営住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月9日

高知県知事 濱田 省司

- 委託した者の事務所の所在地及び名称
高知市九反田4番10-401号
高知県住宅供給公社
- 委託に係る県営住宅の名称及び位置並びに委託の内容

県営住宅		委託の内容
団地名	位置	
鏡水	高知市上町四丁目	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第3号)第20条第1項第3号に

		掲げる費用（以下この表において「費用」という。）の収納事務
大津	高知市大津	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
若草町	高知市若草町	〃
若草南	高知市若草南町	〃
介良	高知市介良	〃
船岡	高知市神田	〃
小高坂三の丸	高知市平和町	〃
宇治	吾川郡いの町	〃
長浜馬場の西	高知市長浜	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
柳ノ内	室戸市室津	〃
行当	室戸市元	〃
土佐山田	香美市土佐山田町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
鏡川	高知市鴨部一丁目	〃
潮江	高知市小石木町	〃
船岡南	高知市神田	〃
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町	〃
沖田	高知市朝倉	〃

別所山	香南市赤岡町	〃
日高	高岡郡日高村	〃
元	室戸市元	〃
十津南	高知市十津五丁目	〃
春野	高知市春野町内ノ谷	〃
天神南	安芸郡奈半利町	〃
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木	〃
窪川	高岡郡四万十町	〃
奈半利	安芸郡奈半利町	〃
佐喜浜	室戸市佐喜浜町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
蒲原	南国市岡豊町蒲原	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
赤岡	香南市赤岡町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
安芸東	安芸市川北	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
野根	安芸郡東洋町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
横浜	高知市横浜新町二丁	家賃及び使用料並びに

	目	共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
田野	安芸郡田野町	〃
南国	南国市小籠二丁目	〃
中村	四万十市中村丸の内	〃
桜川	須崎市押岡	〃
吉川	香南市吉川町吉原	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
土佐	土佐市蓮池	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
清水	土佐清水市幸町	〃
赤岡東	香南市赤岡町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
十市	南国市緑ヶ丘一丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
佐川	高岡郡佐川町	〃
日高東	高岡郡日高村	〃
宿毛	宿毛市平田町	〃
宝永	安芸市宝永町	〃
中村北	四万十市安並	〃
鴨部	高知市鴨部二丁目	〃

奈半利東	安芸郡奈半利町	〃
佐賀	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
本山	長岡郡本山町	〃
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
田野西	安芸郡田野町	〃
土佐南	土佐市蓮池	〃
吉川西	香南市吉川町吉原	〃
羽根	室戸市羽根町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
野根第二	安芸郡東洋町	〃
大方	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
菜生	室戸市室戸岬町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
竹島	高知市南竹島町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
朝倉	高知市朝倉本町一丁目	〃

羽根第二	室戸市羽根町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
八反町	高知市八反町二丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
高知県告示第280号
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和5年5月9日

高知県知事 濱田 省司

- 委託した者の事務所の所在地及び名称
高知市九反田4番10-401号
高知県住宅供給公社
- 委託に係る特定公共賃貸住宅の名称及び位置並びに委託の内容

特定公共賃貸住宅		委託の内容
団地名	位置	
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。
令和5年5月9日

高知県知事 濱田 省司

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
----	----	---------

令和5年8月26日 午前10時から	高知県立ふくし交流プラザ	わな猟免許
令和5年8月27日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
令和5年9月9日 午前10時から	黒潮町ふるさと総合センター	わな猟免許
令和5年9月10日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
令和5年9月24日 午前10時から	田野町ふれあいセンター	わな猟免許
令和5年11月18日 午前10時から	土佐市複合文化施設つないで	わな猟免許
令和5年11月19日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許

- 狩猟免許申請手数料
現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円(高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。)
- 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験を実施する日の10日前までに到着するように提出すること。
- 狩猟免許申請書の配布場所
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- その他
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

~~~~~  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。  
令和5年5月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 実施の日時及び場所

| 実施市町 | 日時                  | 場所            |
|------|---------------------|---------------|
| 田野町  | 令和5年7月11日<br>午後1時から | 田野町ふれあいセンター   |
| 黒潮町  | 令和5年7月15日<br>午後1時から | 黒潮町ふるさと総合センター |
| 本山町  | 令和5年7月18日<br>午後1時から | 本山町プラチナセンター   |
| 高知市  | 令和5年7月22日<br>午後1時から | 高知県立ふくし交流プラザ  |
| 須崎市  | 令和5年7月26日<br>午後1時から | 須崎市立市民文化会館    |
| 黒潮町  | 令和5年8月4日<br>午後1時から  | 黒潮町ふるさと総合センター |
| 香南市  | 令和5年8月9日<br>午後1時から  | 高知県立青少年センター   |
| いの町  | 令和5年8月15日<br>午後1時から | いの町役場 いのホール   |
| 安芸市  | 令和5年8月18日<br>午後1時から | 安芸市総合社会福祉センター |
| 四万十町 | 令和5年8月22日<br>午後1時から | 窪川四万十会館       |
| 高知市  | 令和5年8月30日<br>午後1時から | 高知県立ふくし交流プラザ  |

- 狩猟免許更新申請手数料  
2,900円(高知県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。)
- 狩猟免許更新申請書の提出場所及び提出期限  
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に、それぞれの適性検査及び講習を実施する日の10日前までに到着するように提出すること。
- 狩猟免許更新申請書の配布場所  
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会におい

て配布する。  
5 その他  
提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、須崎市上分土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。
令和5年5月9日

役名	氏名	住 所	高知県知事 濱田 省司
(退任)			
理事	青木 耕藏	須崎市上分乙648番地ノ1	
	山下 裕一	上分甲1158番地	
	大崎 豊明	上分甲1606番地	
	橋田 孝一	上分甲1491番地	
	谷脇 裕二	上分甲859番地1	
	上田 正浩	上分甲445番地	
	上田 泰三	上分甲483番地口	
	橋田 榮繁	上分甲173番地	
	川田 光一	上分丙1364番地の1	
	小松 明義	上分甲838番地	
	岡崎 正裕	上分乙29番地	
	岡崎 昭	上分甲48番地1	
	大崎 正久	上分甲676番地	
	朝比奈祐介	上分甲1306番地	
	中山 一郎	上分丙1164番地	
	市川 久明	上分乙493番地	
監事	堅田 健一	上分甲1321番地4	
	柳本 和雄	上分乙472番地	
	川田 隆雄	上分丙1300番地の2	
	中間 和彦	上分甲810番地	
(就任)			
理事	青木 耕藏	須崎市上分乙648番地ノ1	
	山下 裕一	上分甲1158番地	
	大崎 豊明	上分甲1606番地	
	橋田 孝一	上分甲1491番地	
	谷脇 裕二	上分甲859番地1	
	上田 正浩	上分甲445番地	
	上田 泰三	上分甲483番地口	
	柳本 憲男	上分甲120番地	
	川田 光一	上分丙1364番地の1	
	小松 明義	上分甲838番地	
	岡崎 正裕	上分乙29番地	

	岡崎 昭	上分甲48番地1	
	大崎 正久	上分甲676番地	
	朝比奈祐介	上分甲1306番地	
	中山 一郎	上分丙1164番地	
	市川 久明	上分乙493番地	
監事	堅田 健一	上分甲1321番地4	
	柳本 和雄	上分乙472番地	
	明神 満廣	上分甲577番地	
	森 順一	池ノ内311番地	

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、西佐古土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。  
令和5年5月9日

| 役名   | 氏名    | 住 所             | 高知県知事 濱田 省司 |
|------|-------|-----------------|-------------|
| (退任) |       |                 |             |
| 理事   | 島崎 義幸 | 香南市野市町西佐古566番地1 |             |
|      | 島村 雅夫 | 上分甲633番地        |             |
|      | 溝渕 勇作 | 上分甲689番地        |             |
|      | 入野 一雄 | 野市町東佐古86番地      |             |
|      | 入野 正博 | 上分甲48番地         |             |
|      | 松村 憲明 | 上分甲636番地2       |             |
|      | 松村 洋祐 | 上分甲413番地        |             |
|      | 池田 稔  | 上分甲1433番地       |             |
| 監事   | 森田 房夫 | 野市町西佐古584番地2    |             |
|      | 入野 淳一 | 野市町東佐古212番地     |             |
| (就任) |       |                 |             |
| 理事   | 島崎 義幸 | 香南市野市町西佐古566番地1 |             |
|      | 溝渕 勇作 | 上分甲689番地        |             |
|      | 島村 雅夫 | 上分甲633番地        |             |
|      | 松村 洋祐 | 野市町東佐古413番地     |             |
|      | 入野 正博 | 上分甲48番地         |             |
|      | 松村 憲明 | 上分甲636番地2       |             |
|      | 入野 佳子 | 上分甲86番地         |             |
|      | 原 満子  | 上分甲1257番地       |             |
| 監事   | 入野 淳一 | 上分甲212番地        |             |
|      | 森田 房夫 | 野市町西佐古584番地2    |             |

-----  
**人事委員会規則**  
-----

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年4月26日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 門田 純一  
高知県人事委員会規則第36号

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の3第2項中「午前7時」を「午前5時」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年5月8日から施行する。